

犬山市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、自転車等の駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 道路交通の円滑化、交通事故の防止並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の利用者の利便を図るため、駐車場を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（利用対象）

第3条 駐車場に駐車することができる車両は、自転車等とする。

（禁止行為）

第4条 駐車場の利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 定められた位置に駐車しない等他の自転車等の駐車を妨げること。
- (3) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発する物を持ち込むこと。
- (4) 駐車場の施設をその用途以外に使用すること。
- (5) その他市長が駐車場の管理に支障があると認める行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、駐車場の利用を禁止することができる。

（利用の制限）

第5条 市長は、駐車場の管理上支障があると認められるときは、駐車場の利用を制限することができる。

(使用料)

第6条 駐車場の利用に係る使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第7条 市長は、駐車場の施設を毀損し、汚損し、又は滅失した者に対し、損害の一部又は全部を賠償させることができる。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(免責)

第8条 市は、駐車場内において災害、盗難その他市の責めに帰さない事由により自転車等の利用者又は第三者が被った損害については、その責任を負わない。

(準用規定)

第9条 駐車場内に利用されていないと認められる自転車等がある場合の措置は、犬山市自転車等の放置の防止に関する条例（平成28年条例第〇〇号）の規定を準用する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
犬山駅東第1自転車等駐車場	犬山市大字犬山字東畑11番地4
犬山駅東第2自転車等駐車場	犬山市松本町四丁目10番地
犬山駅東第3自転車等駐車場	犬山市松本町一丁目106番地
犬山駅東第4自転車等駐車場	犬山市天神町四丁目31番地
犬山駅西第1自転車等駐車場	犬山市大字犬山字高見町1番地6
犬山駅西第2自転車等駐車場	犬山市大字犬山字高見町14番地 1
犬山遊園駅西自転車等駐車場	犬山市大字犬山字寺下91番地1
犬山口駅北自転車等駐車場	犬山市大字橋爪字末友34番地1
富岡前駅北自転車等駐車場	犬山市大字富岡字株池127番地 3
富岡前駅南自転車等駐車場	犬山市大字富岡字前田159番地 2
善師野駅南第1自転車等駐車場	犬山市大字善師野字真土4番地2
善師野駅南第2自転車等駐車場	犬山市大字善師野字真土4番地2
善師野駅北自転車等駐車場	犬山市大字善師野字下紅屋19番 地4
羽黒駅東第1自転車等駐車場	犬山市大字羽黒字古市場58番地 2
羽黒駅東第2自転車等駐車場	犬山市大字羽黒字前川原19番地 2
楽田駅東自転車等駐車場	犬山市字若宮139番地3
楽田駅西自転車等駐車場	犬山市字若宮139番地3